

# ひばりヶ丘行政区 運営規約・規程集

ひばりヶ丘行政区 令和5年12月21日

ひばりヶ丘行政区運営規約	1
事務員規程	6
ひばりヶ丘ふれあいセンター管理運営規程	8
区長および区長代理選出規程	1 1
弔慰規程	1 2
情報管理規程	1 3
自主防災組織規程	1 5
ひばりヶ丘地区安全なまちづくり推進協議会規程	1 8
ひばりヶ丘防犯パトロール隊規程	2 0
防犯カメラシステム管理運用規程	2 2
レク・カルチャー講座規程	2 5
大規模修繕基金規程	2 7

# ひばりヶ丘行政区運営規約

## 第1章 総記

### (目的)

第1条 この規約は、ひばりヶ丘行政区（以下「行政区」という）の円滑な運営を図るため、必要な組織などの運営体制を定め、区民の親睦や明るく、安全な街づくりに資することを目的とする。

### (構成)

第2条 行政区は、行政区内の一丁目、及び二丁目に居住する区民で構成する。

### (基本理念)

第3条 行政区の各種事業は、区民の意思を尊重し、多数の賛意を前提として、民主的に運営されなければならない。

2 ひばりヶ丘行政区区民は、行政区で決められたルールやマナーを遵守しなければならない。

### (事業及び会計年度)

第4条 事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (事務所)

第5条 ひばりヶ丘ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という）に事務所を置き、行政区の事務を円滑に進めるため、事務員を配置する。事務員の任免、待遇等については、別に定める規程による。

2 ふれあいセンターは、各種の会議や打ち合わせ以外に、区民相互のふれあいの場としても広く活用する。その利用方法を含めた管理運営ルールについては、別に定める規程による。

### (運営費)

第6条 行政区の運営費用は、区費、補助金・助成金、売電、その他の収入をもって、これに充当する。

### (区費)

第7条 区費は、1世帯あたり、月額500円とし、一丁目の世帯は毎月、二丁目の世帯は年度の初めに一括して徴収する。

2 年度途中の転入については、転入の月から徴収し、転出については、翌月以降の分を返還する。

3 必要な時は、総会の議決を経て、臨時区費を徴収することができる。

## 第2章 行政区役員

### (役員の仕事と定数)

第8条 行政区に以下の役員を置き、役員は、行政区の各種事業を推進するとともに、みよし市が計画する事業に参加し、その仕事に当たる。

- (1) 区長 1名 行政区業務のまとめ役
- (2) 区長代理 若干名 区長の補佐、代行、会議の議長、記録。運営部事業のまとめ役等
- (3) 会計 1名 行政区の金銭出納に係わる会計事務など
- (4) 会計監査委員 2名 一般会計及び大規模修繕基金について監査する
- (5) 評議員 24名 管轄する区民のまとめ役。運営部事業の企画、推進など

### (役員を選出)

第9条 前条に定める役員は以下の方法により候補者を選出し、総会の議決をもって決定する。

- (1) 区長は、選出委員会を発足させ、別に定める規程により選出する。
- (2) 区長代理は、役員会で定数を決定し、一丁目から1名、二丁目から決定数を選出する。
- (3) 会計は、一丁目から選出する。
- (4) 会計監査委員は、三役経験者等から2名選出する。
- (5) 評議員は、第2項による選出母体の区民の持ち回りにより選出する。但し、1世帯で且つ区長経験世帯や世帯主が80歳を超えた場合は、その役割を免除する。  
2 評議員は、一丁目はA、B、C・D・E、F、G、H、I及びJ棟から各1名を、二丁目は1・23、2・3、4・5、6、7、8、9・10、11、12、13・14、15・16、17、18・19、20、22及び24・25番地から各1名を選出する。

### (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は1年、その期間は、事業及び会計年度と同じとし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期途中で、業務を遂行できなくなった場合は、代理を選出できる。但しその場合、後任役員の仕事は、前任の残任期間とする。

### (役員への支援金)

第11条 役員には活動支援金として、下記の金額を支給する。

- (1) 区長 月額 15,000円 (年額 180,000円)
- (2) 区長代理、会計 月額 4,500円 (年額 54,000円)
- (3) 会計監査委員 年額 3,000円
- (4) 評議員 月額 1,250円 (年額 15,000円)

### (相談役)

第12条 区長は 区長及び区長代理経験者をもって区の相談役を任命することができる。任命にあたっては 役員会で議決する。

- 2 相談役は、区運営に関するアドバイスをするとともに、役員会等に出席して意見を述べるることができる。

### 第3章 事業の推進

(役員会)

第13条 区長は原則月1回役員を招集して会議を行なう。

2 役員会は、役員<sup>3</sup>分の2以上(委任を含む)の出席をもって成立し、以下の審議・報告・連絡を行なう。決議事項は、出席者の過半数で議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項及び決議の執行に関する事項
- (2) 総会の議決を要しない区業務の執行に関する事項
- (3) 第14条に定める運営部からの事業準備状況報告
- (4) 各種情報連絡

3 役員会の議長、書記は原則として区長代理が務める。

(運営部)

第14条 行政区の事業を円滑且つ効率的に進めるため、以下の5つの運営部を置いて推進する。

- (1) 防犯防災部 区民の生命・財産を守る防犯・防災・安全に関すること
- (2) 体育部 市の体育祭など体育事業に関すること
- (3) 環境福祉部 清掃、植栽、敬老、福祉など生活環境に関すること
- (4) 事業推進部 夏祭り、文化祭などコミュニティー活動に関すること
- (5) 広報部 ひばりヶ丘だより、コミュニティー広報誌の発行等広報活動に関すること

2 評議員は、いずれかの運営部に所属しなければならない。

3 運営部には必要に応じ 部長、副部長、書記、会計を置くことができる。この役は、運営部評議員の互選により選出される。

### 第4章 会計処理

(出納)

第15条 金銭の出納に当たっては、領収書等の証拠書類を整え、現金出納簿及び預金残高表を備えて収支を明らかにする。

2 現金出納簿及び預金残高表は、毎月末現在の収支について、区長が決済する。

(決算)

第16条 行政区の収支決算は、会計年度終了後速やかに会計監査委員の監査を受け、区民に報告する。

(監査)

第17条 会計監査委員は、一般会計及び大規模修繕基金について、現金出納簿、預金残高表等を精査して年3回(中間、総会報告時、決算時)監査を実施する。

## 第5章 総会

### (開催)

第18条 総会は行政区の意思決定機関とし、定期総会は毎年3月に、区長が招集し開催する。

2 臨時総会は、区長が必要と認めるとき及び役員の過半数から請求があったときに開催する。

### (総会の成立)

第19条 総会は各世帯1名の代表者で構成し、過半数の出席によって成立する。ただし、委任状の提出により、出席に代えることができる。

### (審議・議決)

第20条 総会の審議事項は以下の通りとし、議決は出席者の過半数で決する。ただし可否同数の場合は、議長が決する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 規約の改正
- (5) その他行政区運営に関する重要事項

### (議長)

第21条 総会の議長は、役員の中から互選により選出し、総会で承認を受ける。

## 第6章 その他

### (団体への助成金)

第22条 行政区内やみよし市の各種団体に対し、その団体からの要請に基づき、役員会で必要と判断した場合は、助成金を支給して活動を支援する。

2 但し、助成金は、その団体の状況を勘案して、毎年見直し、役員会で議決する。

### (区民の弔事)

第23条 区民の弔事に対し、行政区としての弔意を表わすため、別に定める規程に基づき弔慰金を出すことができる。

### (情報管理)

第24条 行政区運営による情報（文書、電子情報）は、効率や機密保持等の観点から、適正に管理しなければならない。その管理方法等は、別に定める規程による。

(安全なまちづくり)

第25条 行政区は、区民の安全・安心及び犯罪防止のため、以下に掲げる組織や運営システムを明確にして事業を着実に推進する。その推進方法は、別に定めるそれぞれの規程による。

- (1) 自主防災組織
- (2) 安全なまちづくり推進協議会
- (3) 防犯パトロール隊
- (4) 防犯カメラ

(規程の扱い)

第26条 この規約に基づき行政区活動を推進するために諸規程を制定することができる。

2 規程の新設ならびに改廃は、役員会で議決する。

<規程>

- 1) ひばりヶ丘行政区事務員規程
- 2) ひばりヶ丘ふれあいセンター管理運営規程
- 3) ひばりヶ丘行政区区長および区長代理選出規程
- 4) ひばりヶ丘行政区弔慰規程
- 5) ひばりヶ丘行政区情報管理規程
- 6) ひばりヶ丘自主防災組織規程
- 7) ひばりヶ丘安全なまちづくり推進協議会規程
- 8) ひばりヶ丘防犯パトロール隊規程
- 9) ひばりヶ丘行政区防犯カメラシステム管理運用規程
- 10) ひばりヶ丘レク・カルチャー講座規程
- 11) ひばりヶ丘大規模修繕基金規程

(雑則)

第27条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は、役員会の審議を経て決定するものとする。

(実施時期)

第28条 この規約は、平成30年3月17日の総会における承認をもって、平成30年4月1日から施行する。

- 2 令和4年3月12日から一部改定施行する。
- 3 令和5年3月11日から一部改定施行する。

## ひばりヶ丘行政区事務員規程

(目的)

第1条 行政区の事務を行なう事務員の任免・待遇等を明確にするために設ける。但し、この規程で取り決めの無い事項は、その都度役員会で決める。

(必要性)

第2条 事務員は、行政区事務作業の迅速化、及び役員の負担軽減を主な役割として配置する。

- (1) 人 員 : 2名(原則交代勤務で運用)
- (2) 業務内容 : 行政区事務作業全般

(採用)

第3条 行政区内の公募を原則とする。応募多数の場合は、区長が面接の上、採用・不採用を決定する。

(契約条件)

第4条 次の通りとする。

- (1) 契約身分 : パートタイマー契約(雇用契約締結)
- (2) 契約期間 : 1年間。但し、事務員の希望により延長あり。
- (3) 就業時間 : 9:00~13:00(休憩時間無し、残業・休出あり)
- (4) 休 日 : 土、日、祝祭日。その他行政区で決める休館日。

(労働条件)

第5条 次の通りとする。

- (1) 給 料 : 時間給については、みよし市の臨時職員(一般事務)および近隣の状況を勘案し、役員会にて決定する。時間外、休日割増は無し。
- (2) 有給休暇 : 労働基準法に準じ、第7条に示す日数を付与。
- (3) そ の 他 : 賞与、退職金、各種保険(除く労災保険)は無し。

(給与支払い)

第6条 毎月1日~月末の分を計算し、翌月の稼働日5日以内に、現金もしくは銀行振り込みにより支払う。

(年休)

第7条 労働基準法に基づき、有給休暇を付与する。

- (1) 1年目 2日 (但し最初の6ヶ月間は無し)
  - (2) 2年目、3年目 4日
  - (3) 4年目以降1年毎にプラス1日とし、10日を限度とする。
- 2 有給休暇を取得する時は、原則稼働日1日前までに届け、区長の承認を得なければならない。(但し急病等の場合はこの限りではない。) 年休時の業務は、区長又は他の事務員が代行する。
- 3 有給休暇時の給料は、1日の所定労働時間に支払われる通常の給料とする。



(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第9条 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

# ひばりヶ丘ふれあいセンター管理運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、ひばりヶ丘ふれあいセンター（以下「センター」という）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 区民相互のふれあいの場を提供し、心豊かな近隣社会を築くことを目的とする。

## (利用者の範囲)

第3条 センターを利用できる者は、ひばりヶ丘行政区区民(以下「区民」という)とする。ただし、区民との交流を目的とする場合には、他の区民も利用することができる。

## (利用時間及び休業日)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、前記時間外の利用については、ひばりヶ丘行政区長(以下「区長」という)が、これを認めた場合に使用することができる。

2 センターの休業日は、土、日、祝祭日。また、年末年始、お盆に長期休みを設ける。その日には、その都度カレンダーを参考にして決める。ただし、やむを得ない事由により臨時に休業日を設けることができる。

## (利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という）は、その利用しようとする日の属する月の1ヶ月前から利用しようとする日の前日までの午前9時から午後1時までの間に、センター利用申込書を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、センターの利用を許可したときは、センター利用許可書を申込者に交付するものとする。

## (利用順位)

第6条 センターの利用順位は原則として申し込み順とする。ただし、次に定める利用申し込みがあったときは、変更し優先させることができる。

- (1) 公共機関（選挙、住民検診等）が使用するとき
- (2) 行政区が区の用務のために使用するとき
- (3) 区民が葬儀に使用するとき
- (4) その他、区長が適当と認めたとき

## (利用の制限)

第7条 区長は、利用許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。また、すでに許可済みの場合でも、使用許可の取り消し或いは中止をすることができる。

- (1) 不特定多数を対象とした営利を目的とした行為
- (2) 公の秩序を乱し、又は、乱すおそれのあるとき
- (3) 建物又は附属施設等を毀損、若しくは滅失するおそれがあると認めるとき
- (4) 施設の管理又は運営上支障がある行為
- (5) 利用のための手続きに違反したとき
- (6) 係員の指示に違反し、又は利用上遵守すべき事項に違反する行為
- (7) 公共の福祉のためやむを得ない事由が生じたとき
- (8) 災害その他事故により施設の使用ができなくなったとき
- (9) その他、区長が利用を許可することが適当でないと認めるとき

#### (利用者の義務)

第8条 利用者は第9条の遵守事項を遵守し、利用後は整理整頓、清掃等の義務を負う。

#### (遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (2) 建物その他の物件を汚損、又は毀損するおそれのある行為をしないこと
- (3) 火災、盗難、人身事故、交通事故その他の事故防止に努め各自の責任において管理する。
- (4) 館内は、全て禁煙とする。
- (5) ごみは利用者各自が持ち帰ること
- (6) 愛玩する動物の連れ込みは、禁止する。
- (7) 利用時間は、準備から後片付けまでの時間を含む。
- (8) 利用後は「利用確認シート」を提出すること
- (9) その他区長の指示に従うこと

#### (利用料金)

第10条 センターの利用者は、別表に定める額の使用料を支払わなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 行政区で主催する行事、会議等で使用するとき
- (2) 助成金支給団体が主催する行事、会議等で使用するとき
- (3) その他区長が特に必要と認めるとき

#### (損害賠償)

第11条 利用者がセンターの設備及び備品を故意又は過失により損傷又は紛失させたときは、直ちに区長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

#### (運営)

第12条 センターの運営はひばりヶ丘行政区とし、運営費は行政区が負担する。

(管理責任者)

第13条 管理責任者は区長とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第15条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

3 令和5年12月21日から一部改定施行する。

別表 ふれあいセンター利用料金表

	利用料金区分	
	区民	区民外
和室1	100円/時間	500円/時間
和室2	100円/時間	500円/時間
集会室	200円/時間	600円/時間

※上記以外の利用内容・料金については、別に定めるものとする。

# ひばりヶ丘行政区区長および区長代理選出規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、ひばりヶ丘行政区運営規約第9条に基づいて定める。

(目的)

第2条 この区長および区長代理選出規程は、区長および区長代理を円滑に選出するために設ける。

(区長選出委員会)

第3条 区長選出委員会は、2丁目区長代理が委員長になり、2丁目の評議員が委員となる。

2 委員長は必要に応じて区民の中から委員を追加招集できる。

3 区長の任期満了6ヶ月前までに区長選出委員会を発足させ、相互に協力協議の上、3ヶ月前までに区長および区長代理候補を選出し、役員会の承認を経て総会審議に諮る。

(区長候補者選出順序)

第4条 以下の進め方(順序)で区長および区長代理候補者を選出する。

(1) 現区長および区長代理の評価と次年度への意向を確認する。

(2) 広報紙を通じて区長および区長代理を公募する。

(3) 60歳以上75歳以下の2丁目区民に意向確認アンケートを展開する。

(4) アンケートに基づき個別面談を実施する。

(5) 候補者が定数を上回る場合は、互選(話し合い)により候補者を選出する。

(6) 区長代理候補者を選出できない場合は、当年度評議員の中から選出する。

(一丁目区長代理選出)

第5条 一丁目から1名の区長代理と会計を選出する。なお、名古屋刑務所の役職により自動的に選出するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第7条 この規程は、平成28年9月23日より施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

## ひばりヶ丘行政区弔慰規程

(目的)

第1条 ひばりヶ丘行政区に居住する区民の弔事の取り扱いを明確にするため、行政区としての規程を設ける。

(連絡ルート)

第2条 区民に弔事が発生した場合は、評議員を通じて必要事項を速やかにふれあいセンター事務所に連絡する。

(対応)

第3条 区民の弔事に対し、5,000円の香典と区民一同からの弔電を対応する。但し、先方が固辞する場合は、この限りではない。

(持参)

第4条 行政区を代表して、原則区長が持参する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第6条 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

## ひばりヶ丘行政区情報管理規程

### (目的)

第1条 この情報管理規程は、行政区運営の事務の効率化や必要情報の管理、ならびに個人情報の適正な保護のために設ける。

### (情報の種類)

第2条 ここでいう情報とは、次の通り。

- (1) 各種伝票、書類
- (2) 電子情報

### (書類等の保管)

第3条 第2条で定める情報は、いつでも取り出すことができるように整理整頓されなければならない。

### (保管期限)

第4条 各情報の保存期間は、以下の通り。

情報の種類	保管責任者	保存期間
行政区の財産に関する綴	区長	永久
区民台帳		
行政区規約、規程等綴		
区長会、区長協議会綴	会計	10年
予算関係綴		
総会等議事録	区長	5年
役員会議事録		
雑件綴	事務員	3年

### (個人情報管理体制)

第5条 個人情報管理担当は事務員が行い、個人情報管理に関する最終責任は区長が負う。

### (個人情報の取得)

第6条 区民の個人情報の取得にあたっては、文書またはこれに準ずる方法によって、利用目的を通知し、同意を得るものとする。

### (個人情報の利用目的)

第7条 個人情報の利用目的は、区民相互の親睦と連絡のための名簿の作成・配付、行政区活動(防犯、防災、福祉など)、緊急時の連絡のみに限定する。

(個人情報の利用)

第8条 個人情報の利用にあたっては、第7条に定める利用目的の範囲内とする。それを超えて利用する場合は、本人へ利用目的を通知し同意を得てからとする。

2 行政区活動において利用する個人情報は必要最小限とする。

3 行政区活動において知り得た個人情報を第三者に知らせてはならない、行政区活動から離れた際も同様とする。

(個人情報の第三者提供)

第9条 個人情報の第三者への提供は、本人の同意を得た場合以外には行わない。ただし、法令に基づき提供を求められた場合や、区民の生命財産、緊急事態に対処する場合を除く。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第11条 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。



# ひばりヶ丘行政区自主防災組織規程

## (目的)

第1条 この規程は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、ひばりヶ丘行政区自主防災組織（以下「本会」という。）と称する。

## (事務所)

第3条 本会の事務所は、ひばりヶ丘ふれあいセンターに置く。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

## (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 監査役 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、区長をもってこれに充て、副会長は区役員の内から会長が任命する。

- 2 書記、会計及び幹事は区役員の推薦、監査役は代表者会議の推薦に基づき、それぞれ会長が推薦し委嘱する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し地震等発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時には、その仕事を代行する。
- (3) 書記及び会計は、会の庶務並びに会計を掌る。
- (4) 幹事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 代表者会議
- (2) 幹事会

(代表者会議)

第10条 代表者会議は、役員及び区各組の代表者をもって構成する。

- 2 前項の代表者の定数は、会長が別に定める。
- 3 代表者会議は、毎年1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 4 代表者会議は、会長が招集する。
- 5 代表者会議は、次の事項を審査する。
  - (1) 内規の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他代表者会議が特に必要と認めたこと。
- 6 代表者会議は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、監査役を除く役員をもって構成する。

- 2 幹事会は、会長が必要と認めた場合に、開催することができる。
- 3 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
  - (1) 代表者会議に提出すべきこと。
  - (2) 代表者会議により委任されたこと。
  - (3) その他、幹事が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。

- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 警戒宣言発令時及び地震の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び衛生活動に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(会 計)

第13条 本会の経費は、補助金並びにその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれをおこなうことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を代表者会議に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第16条 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

- 2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

# ひばりヶ丘地区安全なまちづくり推進協議会規程

## (目的)

第1条 この規程は、人にやさしい安心して住めるまちづくりを推進するために、ひばりヶ丘地区安全なまちづくり推進協議会（以下「本会」という。）の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (任務)

第2条 本会は、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 交通安全に関すること。
- (2) 生活安全に関すること。
- (3) その他、地域安全に関すること。

## (組織)

第3条 本会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 区役員
- (2) 区推進団体（各種団体）
- (3) 自主防災会

## (役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1名  |
| (2) 副 会 長 | 1名  |
| (3) 書 記   | 1名  |
| (4) 会 計   | 1名  |
| (5) 幹 事   | 若干名 |
| (6) 監 査 役 | 2名  |

## (役員を選任)

第5条 会長は、区長がこれに当たり、副会長、書記、会計、幹事及び監査役は、第3条に掲げる組織の中から会長が任命する。

## (役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、かつ会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときには、その職務を代行する。
- (3) 書記及び会計は、会の庶務並びに会計を掌る。
- (4) 幹事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監査役は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 代表者会議

(2) 幹事会

(代表者会議)

第9条 代表者会議は、役員及び区推進団体の代表者をもって構成する。

2 代表者会議は、会長が必要と認めた場合に、開催することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、監査役を除く役員をもって構成する。

2 幹事会は、会長が必要と認めた場合に、開催する。

(会計)

第11条 本会の経費は、補助金並びにその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第12条 本会の事務所は、ひばりヶ丘ふれあいセンターに置く。

2 この規約に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第14条 この規程は平成26年4月1日より施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

## ひばりヶ丘防犯パトロール隊規程

### (名称)

第1条 本隊は「ひばりヶ丘防犯パトロール隊」と称し、豊田・みよし防犯協会連合会の傘下に置く。

### (組織)

第2条 本隊はひばりヶ丘行政区の防犯・防災部員、区民のボランティア、ひばり会、PTA、ジュニアクラブ、子ども会の共同によって構成する。

### (事務局)

第3条 本隊の事務局はひばりヶ丘行政区ふれあいセンター内に置く（ひばりヶ丘2丁目6番地12）

### (目的)

第4条 本隊は地域における犯罪の防止に貢献し、区民が安心して生活できる社会環境を実現することを目的とする。

### (事業)

第5条 本隊は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 危険個所の巡回、点検、街頭パトロール
- (2) 児童・生徒の通学時の見守り
- (3) 不審者、不審な車両等の発見と早期連絡
- (4) 防犯広報および防犯啓蒙活動の推進
- (5) 警察並びに行政との連帯、助言、提案活動
- (6) その他、ひばりヶ丘パトロール隊の目的達成のために必要な事項

### (役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 1名
- (3) 顧問（区長経験者） 数名 但し本人の自由意思による。

### (役員を選出)

第7条 この会の隊長は区長が委嘱し、行政区役員会にて承認を得るものとする。隊長以外の役員は隊長が任命する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とし、再任を妨げない。

### (会議)

第9条 会議は隊長並びに防犯責任者が必要と認めた時に開催することができる。

(会計)

第10条 本隊の運営は行政区助成金及びみよし市地区安全なまちづくり推進協議会事業補助金をもつてこれに充てる。

なお、隊長は年度事業完了後、1ヶ月以内に区長に決算報告を提出する事とする。

(規程の改廃)

第11条 本規程を改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第12条 この規程は平成26年4月1日より施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

# ひばりヶ丘行政区防犯カメラシステム管理運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、ひばりヶ丘行政区の住民の安全及び犯罪防止の目的で区内二丁目に設置する防犯カメラの適切な管理・運用を図ることを目的とする。(別表のとおり)

## (管理・運用体制)

第2条 ひばりヶ丘区民の代表者である区長を管理・運用責任者に指定する。

2 管理・運用責任者は、防犯カメラで撮影されたデータを適切に管理するとともに、知りえた情報を第3者に漏らしてはならない。

3 管理・運用責任者は、防犯カメラの機器操作を行う取扱者を、区長代理の中から指定する。管理・運用責任者及び取扱者以外の者は、機器操作を行ってはならない。ただし、緊急時且やむをえない場合は、管理運用責任者の許可を得て操作をすることができる。

## (設置の手続き)

第3条 防犯カメラの設置個数及び設置場所は区民に明らかになるようにし、行政区の役員会及び総会にて、議決する。

## (管理・運用の留意事項)

第4条 管理・運用責任者は、個人のプライバシーを不当に侵害することのないよう、慎重を期さなければならない。

2 設置する場所の住民及び撮影範囲に係わる住民の理解と協力を得るものとする。

3 画像録画は、特定の個人及び建物を対象としない。

4 防犯カメラが設置してあることを、看板等により区民及び外部からの訪問者にも判るようにする。

## (録画データの保存及び取り扱い)

第5条 ひばりヶ丘行政区は、録画データの漏洩、毀損、盗難、改ざんなどの防止のため、以下の措置を講ずる。

(1) 録画装置及びデータを施錠等により確実に防護する。

(2) 録画データの保存期間は10日間とし、保存期間が経過したデータは、自動上書き機能により消去するように設定する。

(3) 録画データは撮影時のまま保存し、改ざんしてはならない。

(4) 録画データを廃棄する場合は、読み取りが不可能となるように、破砕、裁断等の処理を行う。

## (録画データの閲覧、利用及び提供の制限)

第6条 ひばりヶ丘行政区は、録画データを設置目的以外で閲覧、利用及び提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 犯罪の捜査等、法律に定められた手続きにより、要請を受けたとき。ただし、捜査機関からの要請は、文書によるものとする。



(2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急且つやむをえないと判断される場合。

2 前項、但し書きの場合は、閲覧の日時、目的、閲覧者及び画像の範囲（日時、場所）を利用閲覧簿に記載する。

(苦情等の処理)

第7条 ひばりヶ丘行政区は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けた時は、社会通念に沿うよう適切且つ迅速に対応する。

(報告・監査)

第8条 管理・運用責任者は、防犯カメラの管理・運用状況を年1回、行政区役員会に報告し、監査を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めがない事項については、みよし市施行の「防犯カメラの設置及び運用に関する条例」（平成25年12月1日施行）に準じて取り扱うものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第11条 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

## 防犯カメラ設置場所一覧

(別表)

番号	防犯対象区域	設置場所詳細			管理責任者	設置目的	画像データの 保存期間
		電柱番号	NTT番号	番地(2丁目)			
1	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 741	ひばりヶ丘幹 1		ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
2	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 642	ひばりヶ丘幹1左 1	4-15	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
3	ひばりヶ丘2丁目地内	送電用支柱			ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
4	ひばりヶ丘1丁目地内	放送設備番号	みよし市No. 8	1丁目3番地	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
5	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 542	ひばりヶ丘支9左 3	7-15	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
6	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 4 4 エ	ひばりヶ丘支10左3	8-12	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
7	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 431	ひばりヶ丘支11	9-11	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
8	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 436	ひばりヶ丘幹11左 3	12-13	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
9	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 323	ひばりヶ丘幹13	14-1	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
10	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 4 0 4	ひばりヶ丘幹 8 右 9	25-4	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
11	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 414	ひばりヶ丘幹 1 2 右 3	16-3	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
12	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 617	ひばりヶ丘幹 7 右 3	23-20	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
13	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 622	ひばりヶ丘幹 6	3-10	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
14	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 524	ひばりヶ丘幹 9	20-7	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日
15	ひばりヶ丘2丁目地内	1 8 モ 524	ひばりヶ丘幹 9	20-7	ひばりヶ丘区長	犯罪の予防	1 0 日

## ひばりヶ丘行政区レク・カルチャー講座規程

### (目的)

第1条 この規程は、ひばりヶ丘行政区の区民の親睦を図るため、区民相互のレクリエーションやカルチャー活動に対し、条件を満たす講座に要する費用に、行政区として、補助金を交付することを目的として定める。

### (ルールの遵守)

第2条 補助金を受ける者は、本内規で決められたルールを誠実に遵守しなければならない。

### (補助講座)

第3条 補助金の対象となる講座は、以下のとおりとする。

- (1) レクリエーションに関する講座  
例：ソフトボール、サッカーなど
- (2) 健康に関する講座  
例：健康体操、太極拳、ヨガなど
- (3) カルチャーに関する講座  
例：語学、料理、囲碁・将棋など
- (4) その他の希望講座はその都度調整

### (補助条件)

第4条 補助金の申請ができる講座は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 参加人員：1講座当たり、ひばりヶ丘区民5名以上
- (2) 学習時間：月当たり1時間以上
- (3) 講座開設期間：6か月以上1年未満とし、継続する場合は1年毎に申請する。
- (4) 他からの補助を受ける場合の講座は、補助しない。
- (5) 室内で行う講座は、原則ふれあいセンターで行うものとし、使用料は免除する。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、原則、飲食費（アルコール、外食）・教材費を除きすべての経費を対象とする。お弁当・お茶・スポーツドリンクは補助対象とする。

### (補助金額)

第6条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 1講座あたり年10,000円とし、参加人員が10名を超える場合は、1名当たり1,000円を増額し、各講座20,000円を限度とする。
- (2) 6か月講座の場合は、上記の1/2とする。
- (3) 但し、補助金は補助対象経費の1/2以内とし、満たない場合は、補助金を1/2までに減額する。

(講座の審査・決定)

第7条 講座開設希望を公募し、区民からの要望を所定の応募用紙にて随時受け付ける。書類審査を経たのち、役員会にて議決して決定する。但し、継続講座の場合は、役員会の議決を省略する。

(交付申請の期限)

第8条 講座決定後、補助金の交付申請を行う場合は、講座開設の2週間前までに、所定の様式にて申請しなければならない。

(補助金の交付と返却)

第9条 補助金の交付は、申請に基づいて交付する。計画通りの講座事業が執行されなかった場合は、補助金を速やかに返却する。

(実績報告の期限)

第10条 この補助事業の実績報告は、講座終了後2週間以内に所定の様式にて報告しなければならない。

(補助金の事務担当)

第11条 この補助事業の事務担当は、三役が行うものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第14条 この規程は平成30年1月1日より施行する。

2 令和4年12月22日から一部改定施行する。

# ひばりヶ丘行政区大規模修繕基金規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、ひばりヶ丘行政区運営規約第26条に基づいて定める。

(目的)

第2条 この大規模修繕基金は、ひばりヶ丘ふれあいセンター（集会所）の維持ならびに行政区の環境整備のために設ける。

(運営)

第3条 この大規模修繕基金の運営は、総会の決定による。

- 2 ただし、緊急を要する用途については、役員会の議を経て使用し、総会へ報告し承認を得るものとする。

(使途)

第4条 この大規模修繕基金の使途は以下の通りとする。

- (1) ふれあいセンター（集会所）の建物および付帯設備の改築・修繕
- (2) 防犯カメラの更新
- (3) その他、役員会が必要と認めたもの

(積立)

第5条 この大規模修繕基金は、一般会計から繰り入れる。

- 2 毎年度の積立は、原則として30万円ずつ繰り入れる。

(会計)

第6条 この大規模修繕基金は、特別会計とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、役員会で行う。

(実施時期)

第8条 この規程は、令和3年5月27日より施行する。

- 2 令和4年3月12日から一部改定施行する。
- 3 令和4年12月22日から一部改定施行する。